

令和6年度版

危険物講習会資料

点検は急がず
丁寧に。

Don't rush!



点検は危険物事故を
防ぐチャンスです。

危険物事故の多くは、施設の老朽化や整備不良などにより起きています。適切な点検を定期的・日常的に行い、事故を未然に防止しましょう。※危険物施設(一部の施設を除く)は1年に1回以上の定期点検が義務付けられています。

令和6年度危険物安全週間推進標語

次世代へ つなごう無事故と 青い地球

HAL名古屋 グラフィックデザイン学科グラフィックデザイン専攻 川崎 真

名古屋市消防局

CONTENTS

P1

推進標語 & 重点項目



【危険物施設の事故防止対策の推進】

P2 全国及び名古屋市内の危険物施設における事故発生状況

P6 名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例

P9 危険物の運搬は基準を守って安全に

P10 危険物事故発生時の初動対応

P11 危険物施設の地震対策

【令和 5 年度における危険物に関わる法令改正について】

P12 ガソリンスタンドに関わる法令が変わりました

P14 ガソリンスタンド、できること、できないこと

P16 リチウムイオン蓄電池の貯蔵所に関する法令改正について

【危険物施設の安全管理について】

P17 ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト

P21 定期点検等について

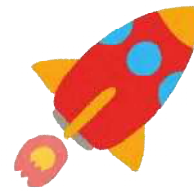
【その他】

P27 電子申請サービスの拡大について

P29 消防署一覧



危険物安全週間推進標語



「次世代へ つなごう無事故と ^{ほし}青い地球」

危険物安全週間重点項目

危険物施設の事故防止対策の推進

危険物施設は減少傾向にありますが、令和 3 年には全国の危険物施設における総事故件数が過去最高を更新し、以降も危険物等の火災、流出事故件数は依然高い水準にあり、事故件数に計上されていない破損事案等も多数発生しています。

あなたの勤める危険物施設と類似した施設の事故事例を検証し、業種や部門を超えて情報の共有を図ることで、事業所の実態や企業の体制に応じた事故防止対策を推進しましょう。

危険物施設の効果的な点検の推進

危険物施設の経年劣化を原因とする事故の発生を防止するためには、設備の稼働状況、定期点検の実施状況を踏まえて、「現行の点検方法に問題はないか。」「点検内容は適切か。」等、常に問題意識を持ち、点検の実効性を向上させることが重要です。

点検を実施する意味を深く理解し、点検結果を基にどのような行動をすべきかを適切に判断できるようにしましょう。

事故発生時の初動対応の確認と強化

危険物施設では、ひとたび事故が発生すると、ささいな原因であっても甚大な被害が生じる恐れがあります。災害の被害拡大を防止するためには事業所による適切な初動対応が不可欠です。初動対応のミスによって被害がより拡大してしまった事例が数多く報告されています。迅速な消防機関への通報や消火設備の取り扱い方法など、火災発生時における円滑な初動活動に留意した保安体制の強化を図ってください。

危険物施設における

地震・風水害対策の充実

想定される地震及び風水害を踏まえた地震・風水害対策について、発災後の被害を最小限にするため、事業所の業態や危険物施設の形態に合わせた被害の確認、応急措置、臨時的な対応、復旧等を適切に実施できることが肝要です。予防規程等の事前計画を検証し、また、平時における二次災害防止対策、防災教育・訓練の実施、応急措置資機材の確保などの充実・強化に努めて下さい。

危険物施設の事故防止対策の推進

全国の危険物施設における事故発生状況

1 危険物施設数及び事故件数の推移

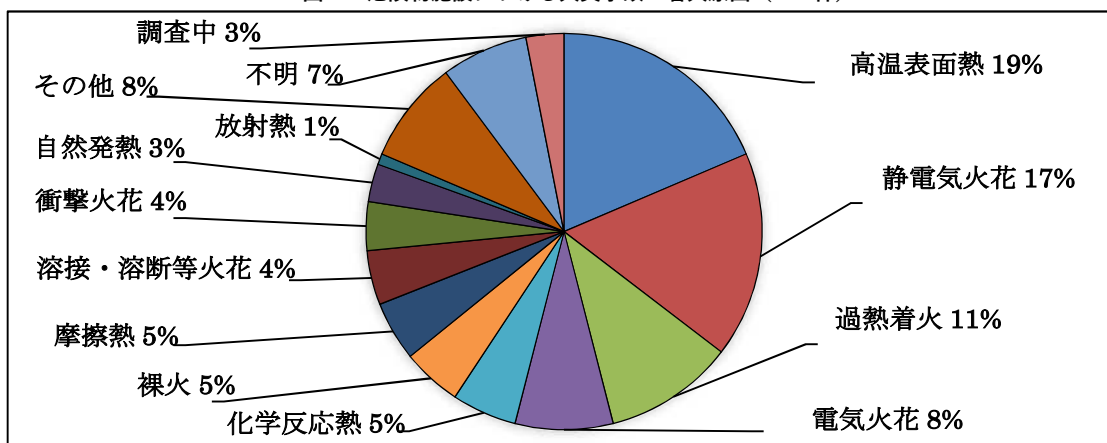
図1 火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



全国的に危険物施設数が減少傾向にある一方で、危険物施設の火災・流出事故の件数は平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年以降は総事故件数で高い水準のままで推移し、令和3年においては過去最高の件数となりました。

2 令和4年中の全国で発生した火災事故について

図2 危険物施設における火災事故の着火原因 (226件)



令和4年中に発生した危険物施設における火災事故件数は226件で前年と比べて2件の増加となりました。その被害は死者2名、負傷者39名、損害額32億7,153万円(火災事故一件当たり1,447万円)となっています。

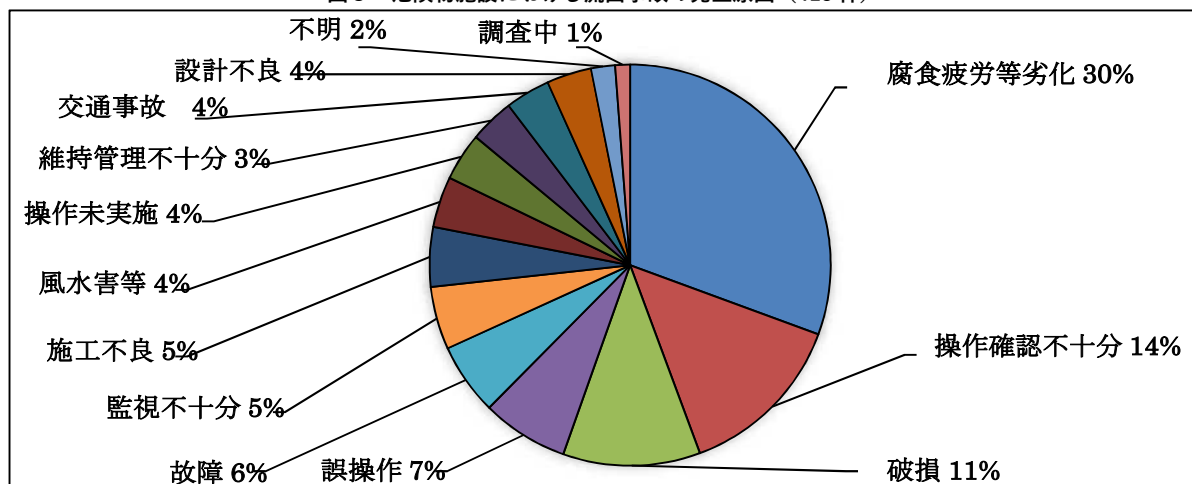
主な着火原因としては、「高温表面熱」が42件で最も多く、次いで、「静電気火花」

が38件、「過熱着火」が24件、「電気火花」が18件と続いています。

また、無許可施設においても火災が5件発生しており、原因が確認できているものについて、「静電気火花」が1件、「電気火花」が1件となっています。

3 令和4年中の全国で発生した流出事故について

図3 危険物施設における流出事故の発生原因（415件）



令和4年中に発生した危険物施設における流出事故件数は415件で前年と比べ7件減少しました。その被害は死者0名、負傷者18名、損害額5億6,638万円（流出事故一件当たり約136万円）でした。

また、発生原因としては、施設の老朽化に伴う「腐食疲労等劣化」が127件で最も高く、次いで、「操作確認不十分」が57件、「破損」によるものが46件の順となっています。

危険物の流出事故は、危険物施設以外では無許可施設で2件、危険物の運搬中が11件発生しています。

点検においては22ページにある定期点検表を、地下貯蔵タンクや埋設配管においては24ページの早見表を活用し、適切に点検を行うことで早期の異常の発見や危険要因への対策を講じるようお願いします。

4 まとめ

2の火災事故については、着火原因に着目したグラフを掲載していますが、発生原因で見たとき、「維持管理不十分」、「操作確認不十分」が上位2位を占めます。何れも「人的要因」に分類されるもので、ヒューマンエラーによるものと言えます。日頃やり慣れた作業であってもその危険性を今一度見直し、「日常」が失われないよう心がけてください。

安全は勝ち取るモ！



名古屋市内の危険物施設等における事故発生状況（令和5年中）

図1 危険物施設等の事故発生件数推移及び危険物施設数推移

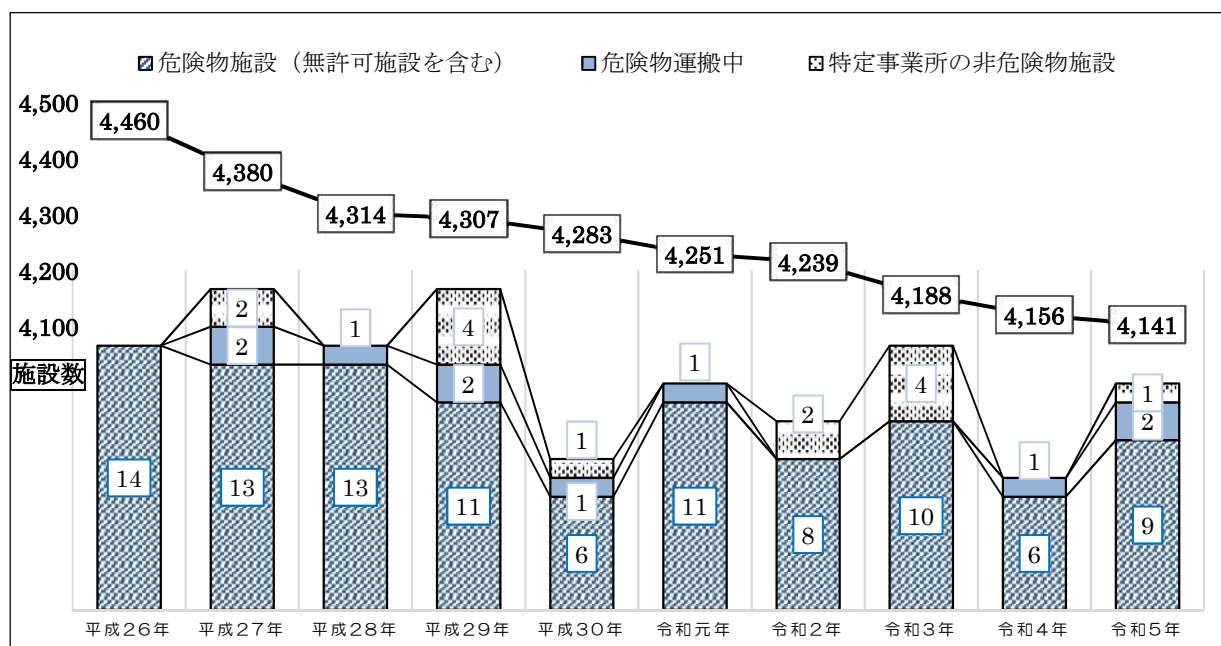
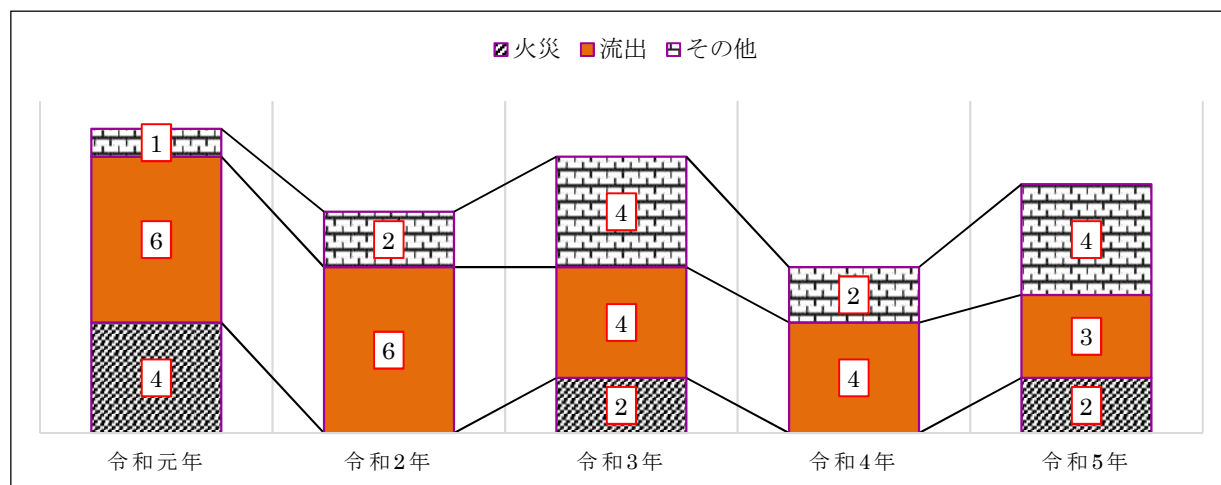


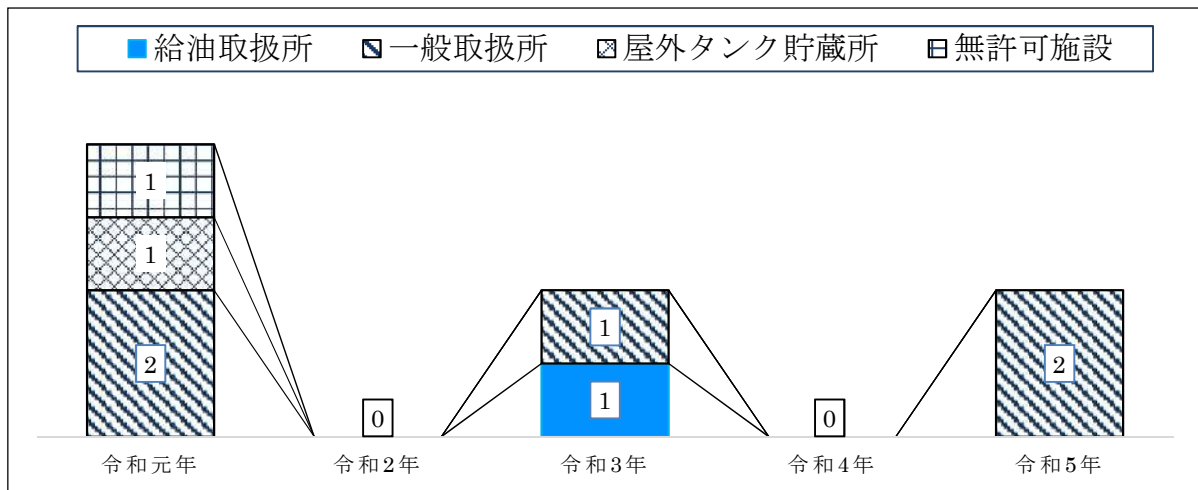
図2 過去5年間の事故発生件数（件）



名古屋市において令和5年中に発生した危険物施設における事故は9件、危険物運搬中の事故が2件、非危険物施設の事故が1件でした。9件の内訳は、火災2件、流出3件、その他4件で、前年と比べると3件の増加となりました。

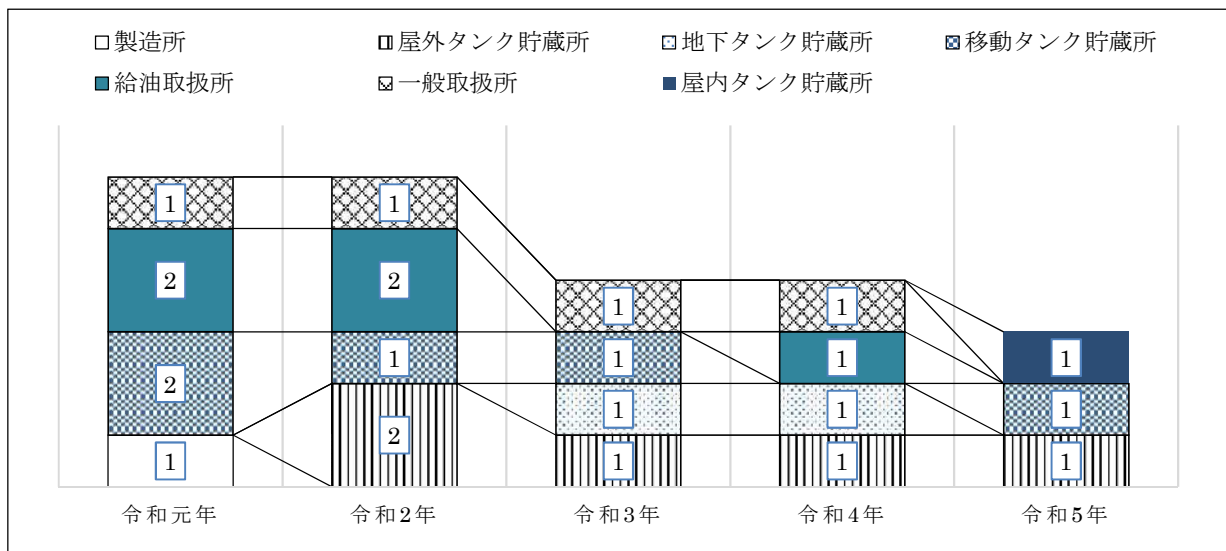
危険物運搬中の事故が、令和4年中は1件、令和5年中は2件発生しています。何れも容器の固定などが適正に行われていなかったことが原因となります。自動車による危険物の運搬は、ドライバーが気を付けていても、周囲の状況によっては急なハンドル操作や急ブレーキをかけるなどをしなければならないことも考えられます。容器固定など転倒防止は確実に実施する必要があります。

図3 過去5年間の施設別火災件数（件）



令和5年中の危険物施設等における火災は2件発生し、前年と比べ2件の増加となりました。

図4 過去5年間の施設別流出件数（件）

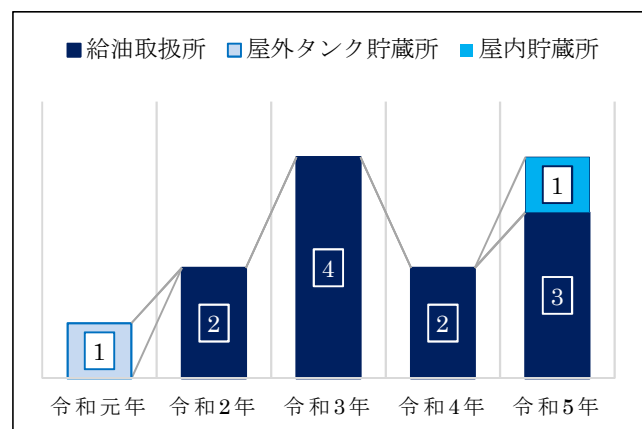


令和5年中の危険物施設等における流出事故は3件で、前年と比べ1件の減少となりました。
内訳は、屋外タンク貯蔵所1件、屋内タンク貯蔵所1件、移動タンク貯蔵所1件でした。

図5 過去5年間のその他事故件数（件）

火災及び流出以外のその他事故は4件で前年と比べ2件の増加となりました。給油取扱所3件のうち2件は、前年の2件と同様、車両の運転操作ミスによって施設に衝突するなどした破損事故でした。

屋内貯蔵所の事故は、石油コンビナート等特別防災区域内で発生した破損事故でした。



名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例（令和５年中）

屋内タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

移動タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所へ重油を受け入れていたところ、屋内貯蔵タンク上部の油量計関連機器の付近、及び屋外の通気管先端から重油が流出したもの。

事故原因 【 故障 】

油量計の値が当該タンクに残存していた量より少ない値を指示しており、タンク容量の上限以上に重油を受け入れてしまった。

再発防止対策

- 油量計の更新。
- 今後荷卸しの際には、給油口付近での立会者に加えて重油タンク前にも人員を配置し、油量計指示値と現地液面計を確認しながら作業を実施する。



↑ 重油が付着したタンク上部(点線部分)



↑ 故障していた油量計

移動タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

廃油タンクから移動タンク貯蔵所へ廃油の回収作業を行っていたところ、廃油が既に入っている状態で回収作業を行ったため、タンク上部のハッチからオーバーフローし、駐車場内へ１００リットル程度漏洩したもの。

事故原因 【 監視不十分 】

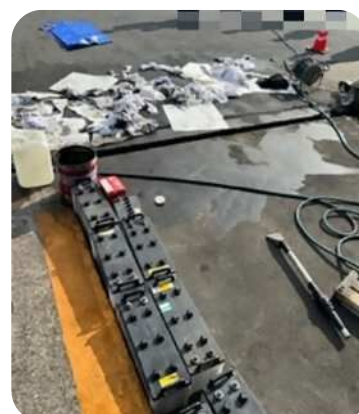
移動タンク貯蔵所に廃油が既に入っていることは認識していたが、他の作業を並行して行っていたことで液面監視が疎かになったため。

再発防止対策

- 作業前に、排出事業者と移動タンク貯蔵所の乗務員により、回収する廃油の量及びタンクの空き容量をダブルチェックする。



↑ タンク上部のハッチ



↑ 漏洩が発生した事故現場

給油取扱所の破損事故

事故概要

給油取扱所にて単独荷卸作業終了後、通気管のベーパーリカバリー部にホースを結合したまま車両発進し、通気管及び移動タンク貯蔵所の結合金具が破損したものの。

事故原因 【 操作確認不十分 】

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が荷卸作業終了後、ホースを収納したと思い込み、周囲の状況を十分に確認せずに発進してしまった。

再発防止対策

- 作業終了後は周囲の状況確認を徹底する。
- 可能であれば、作業完了まで給油取扱所の従業員にも安全確認を依頼する。



↑ 破損した通気管



↑ 破損したホース

屋外タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

屋外給水施設の工事に伴い電動丸ノコを使用して当該配管の切断作業を行っていたところ、誤って隣接する危険物配管を破損させてしまい、可塑剤（第4類第3石油類）が流出したものの。

事故原因 【 誤操作 】

屋外給水施設の配管の口径が大きく、危険物配管の位置が工事予定の屋外給水施設の切断場所から見ると死角となる位置であったため。

再発防止対策

- 周辺状況を確認した上で安全対策を検討し、確実に対策が取られたことを確認してから作業を行う。
- 工事施工箇所に隣接する配管がある場合は、施工計画書に配管の内容物の事前確認及び安全対策を記載する。



↑ 切断作業中の屋外給水施設の配管



↑ 誤って破損させた危険物配管

運搬車両からの流出事故

事故概要

工場入構時に、トラックの荷台に積載された転倒防止措置がされていない軽油の入ったポリタンクが段差により転倒し、架台内に軽油が流出。流出した状態で構内を走行したため、工場内に約 17 リットル漏えいしたものの。

事故原因 【 操作未実施 】

ポリタンクの接続口に給油用のノズルが接続されたままであり、ポリタンクを架台に固定するなどの転倒防止措置もされていない状態で積載されていた。

また、事故発生から 2 時間ほど経ってから消防へ通報がなされていた。

再発防止対策

- 容器の密閉及び転倒防止を徹底する。
- 災害発生時には直ちに消防へ通報することを従業員に徹底する。



↑ 積載されていたタンク



↑ 工場内へ流出した軽油

運搬後の車両架台からの流出事故

事故概要

手動ポンプのノズルを取り付けた状態の軽油の入ったポリタンクを転倒防止措置なしで運搬し、ノズル口から架台内に軽油が漏えい。車両を事務所内に戻した際に、荷台に溜まっていた軽油が車両外に漏えいしたものの。

事故原因 【 操作未実施 】

ポリタンクの接続口に給油用のノズルが接続されたままであり、ポリタンクを架台に固定するなどの転倒防止措置もされていない状態で積載されていた。

また、漏洩した軽油を回収等の緊急措置を実施せず、事故発生直後に通報を実施しなかった。

再発防止対策

- 容器の密閉及び転倒防止を徹底する。
- 災害発生時には直ちに消防へ通報することを従業員に徹底する。



運搬中に係る事故が増えています。
次ページにて運搬に関わる基準を確認してください。

危険物の**運搬**は基準を守って安全に

はじめに

危険物を容器に収納し、ある位置から異なる位置へ動かすことは、消防法上の危険物の「**運搬**」に該当し、定められた「**運搬容器**」「**積載方法**」「**運搬方法**」の基準に従って行わなければなりません。

運搬の法令基準（一部抜粋）



運搬容器

- ◆ 運搬容器の材質は、鋼板、アルミニウム板、ブリキ板、ガラス等と定められています。
- ◆ 運搬容器の構造は、堅固で容易に破損する恐れがなく、かつ、収納された危険物が漏れる恐れがないものでなければなりません。

積載方法

- ◆ 運搬容器が転落、落下、転倒又は破損しないように積載すること。
- ◆ 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること。
- ◆ 運搬容器を積み重ねる場合においては、その高さを3m以下にすること。



転倒しないように



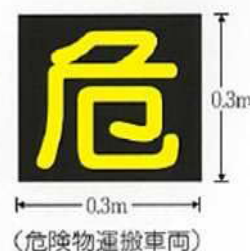
収納口は上に向ける



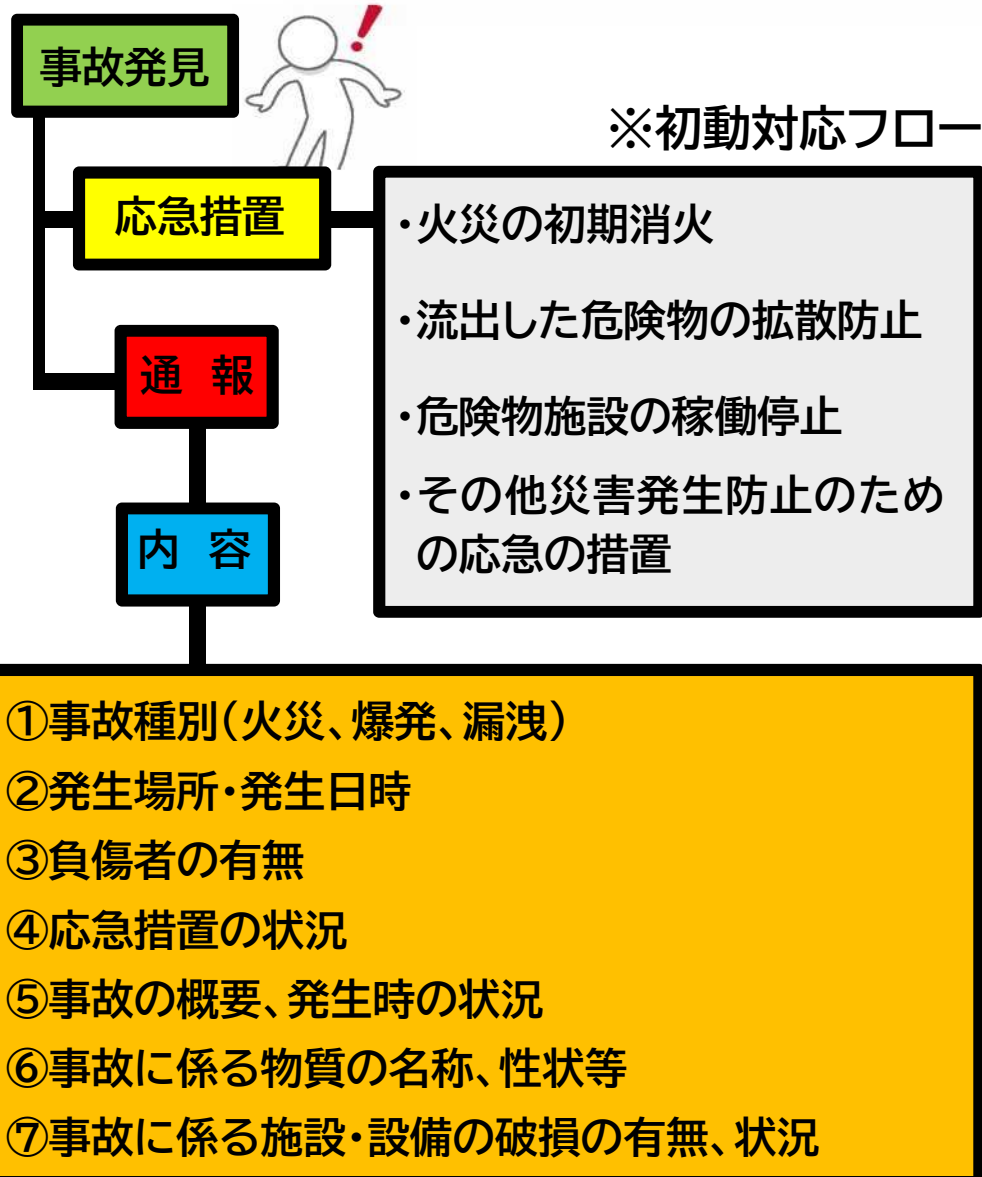
運搬方法

- ◆ 運搬容器に著しい摩擦、動揺が起きないように運搬し、また、運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれのある場合は、応急措置を講ずるとともに、最寄りの消防機関等へ通報しなければなりません。
- ◆ 指定数量以上の危険物を運搬する場合には、標識・消火設備の設置が必要。

運搬中に係る事故が増えています。
運搬の基準を再度確認していただき
事故防止に努めましょう！！



危険物事故発生時の初動対応



重 要

危険物施設における事故等の応急措置と通報については消防法、石油コンビナート等特別防災区域内における異常現象発生時の通報と必要な措置については石油コンビナート等災害防止法で義務付けられています。

危険物施設の地震対策

南海トラフ沿いの地域では、マグニチュード9クラスの地震が今後30年の間に70～80%の高い確率で発生すると言われています。名古屋市内においても「最大震度7の揺れ」や、大きな津波が襲来し、甚大な被害が発生することが想定されています。



＜能登半島地震によるガソリンスタンドの被害状況＞

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、ガソリンスタンドを含む危険物施設がさまざまな被害を受けました。

消防庁において、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害やその他の地震に備えて、**危険物施設の風水害対策ガイドライン**を定めています。それを基に、各危険物施設の形態や規模等に応じた適切な措置等を検討し、再確認をしていただくようお願いします。

地震発生時の事故事例及び応急措置

- 油庫内の架台からの容器転落
- 配管等の損傷、施設等の損傷による危険物の漏洩 など

これらの応急措置のため、【土のう】などの応急措置資器材を事業所の形態・規模等に応じて、常備し、適切に維持管理してください。



～地震に関する情報提供～

緊急地震速報の発表基準に「長周期地震動」の内容が追加されました



令和5年2月1日より、気象庁からの緊急地震速報の発表基準に、長周期地震動階級（高層ビル内等における揺れの大きさの指標）の予想値が追加されました。

長周期地震動階級1以上を予想した場合
→緊急地震速報（予報）

長周期地震動階級3以上を予想した場合
→緊急地震速報（警報）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまると感じる。物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

ガソリンスタンドに関わる法令が変わりました。

セルフのガソリンスタンドの制御卓は顧客の給油行為を直接視認できる位置に設置しなければいけませんでした。

法令改正で、監視カメラで給油行為を監視し、その姿を映したモニターを確認できる位置であれば良いとなりました。



制御卓の位置

ガソリンスタンドの業務を行うにあたり必要な設備として、尿素水溶液供給機と急速充電設備の設置方法が法令に追加されました。

(設置方法の例)

- ・ 給油に支障がない位置に設ける
- ・ 自動車等の接触を防止するための措置を講ずる 等

尿素水溶液供給機とは・・・

ディーゼルエンジン車両の排気ガスを浄化するために必要な尿素水溶液を供給する設備

附随設備の追加





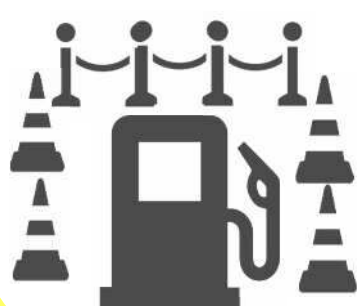
荷卸し中の 給油設備の使用

タンクローリーからガソリンスタンドの地下タンクに荷卸ししている最中は、その地下タンクに繋がっている給油設備は使用してはいけませんでした。

法令改正で、燃料タンクが満タンになった際に自動的に停止する構造の給油ノズルを備えている給油設備であれば、荷卸しの最中も使用しても良い※となりました。

※ただし、予防規程に危険物の取扱作業の立合及び監視等の明記が必要です。

営業時間外の 出入り制限



ガソリンスタンドの敷地内には、営業時間外に係員の方以外の出入りはできませんでしたが、給油設備などの危険物に関わる設備を触らせない等の安全対策を講じることでの出入りが可能※になりました。

※ただし、予防規程に緊急時の対応等の明記が必要です。

(営業時間外の安全対策の例)

- ・ 給油設備の周りに柵を設ける
- ・ 緊急時の連絡先を表示する 等

ガソリンスタンド



できること ○

できないこと ✕

ガソリンスタンドで行う給油・注油行為について、従業員しかできないことと、お客さんでも出来ることがあることを知っていますか？

ここでは、令和5年にあった給油・注油関連の改正内容と、パターン別のできることを紹介します。

1 改正の内容

- ① ガソリンスタンドで給油できるものは、動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてになった。



可搬型発電設備や水上バイク、農機具などに燃料を入れる行為も給油行為として認められた。

- ② 給油設備からのガソリンの詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入が明文化された。



携行缶へのガソリンの詰替えの数量制限がなくなり、給油設備から車両に固定されたタンクへの注入が可能になった。

2 パターン別のできること・できないこと



従業員しかできないこと
(セルフ、フルサービスを問わず)



携行缶への
ガソリンの注油



CHECK
1



荷台に積載されたジェ
ットスキー、発電機等
への給油



CHECK
2

CHECK
1

携行缶やタンクに注入する場合は、給油ノズル等に満量停止などの対策が必要！

CHECK
2

荷台に積載された自動車等への給油時は、転倒や動揺を防止し静電気対策を！



従業員とお客さんができること



自走してきた乗用車、原付、自動二輪車、
重機等への給油

+ α 運搬容器の改正について

専ら乗用の用に供する車両によりガソリンの容器を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器」(UN 表示及び容器記号 3H1 が付されているものに限る。)で最大容積 10L のものが追加された。



今までガソリンを乗用の用に供する車両で運搬する場合は、22L 以下の金属製の容器しか使用出来なかったが、プラスチック容器で一定の安全基準にあるものも使用できるようになった。



UN マーク

リチウムイオン蓄電池に関する法令改正について

【法令改正の経緯】

指定数量以上の危険物を内蔵するリチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合は、法令に基づいた危険物施設を設置する必要があります。昨今のリチウムイオン蓄電池の需要の増加に伴い、一定の設置条件を満たすことができれば、様々な規制が緩和されることになりました。今回はその一部をご紹介します。

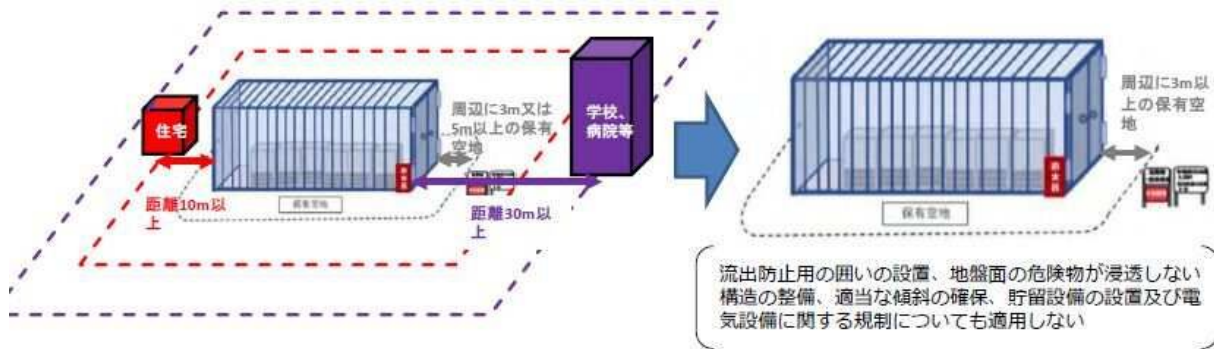
<屋外でリチウムイオン蓄電池のみを取り扱う一般取扱所の特例>

～設置条件～

- ①建築物その他の工作物との間に3m以上の空地を保有
- ②堅固な基礎の上に固定
- ③キュービクル又はコンテナに収納
- ④告示で定める基準に適合
- ⑤指定数量の100倍以上のものは、冷却用の散水設備(第1種屋外消火栓設備)設置

～適用されない基準～

- ①保安距離
- ②流出防止対策
- ③電気工作物設備に係る法令への適合

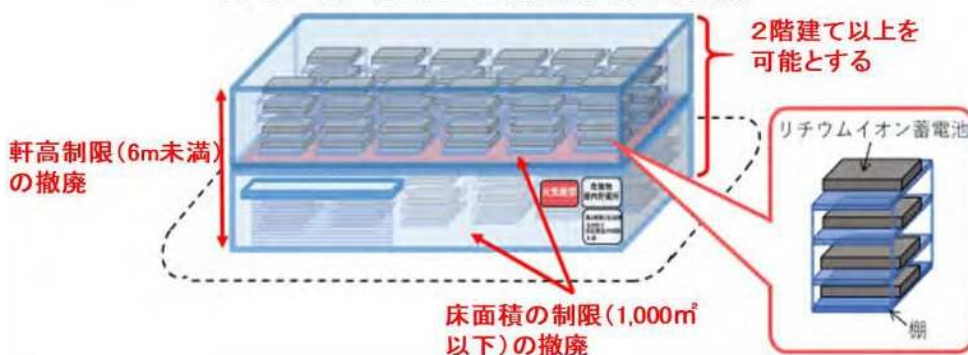


<屋内貯蔵所によりリチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する場合の特例>

～設置条件～

- ①各階の床を地盤面以上かつ床面から上階の床の下面までの高さを12m未満とする。
- ②壁、柱、床及び梁を耐火構造かつ階段を不燃材料とし、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とする。
- ③2階以上の階の床に開口部を設けない。
- ④蓄電池の充電率は60%以下
- ⑤貯蔵方法は水が浸透する素材で包装又は梱包する等の基準
- ⑥危険物の規制に関する規則第35条の2第3項により第2種スプリンクラー設備(開放型限定)を設置

リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する屋内貯蔵所



～適用されない基準～

- ①床面積の制限
- ②流出防止対策
- ③電気工作物設備に係る法令への適合
- ④採光・照明・換気
- ⑤避雷設備 など

ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト

市民生活に直結しているガソリンスタンドは、日頃から安全性が確保されていなければならない危険物施設です。そこで、事業者の皆様により一層の安全管理にご協力いただくよう、以下のようなチェックリストを作成しました。毎日の定期点検や従業員の方の教養などにご活用いただき、今一度ガソリンスタンドの安全管理に関してご確認くださいようお願いします。



<チェックリスト>

項 目	確認事項
危険物取扱者について	☐ 営業時間中、危険物取扱者が1名以上確保される勤務体制となっているか ☐ 保安講習を期限内に受講しているか
保安教育について	☐ 予防規程に定める保安教育が適正に実施されているか ☐ 保安教育に関する年間計画が作成されているか ☐ 教育の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか ☐ 保安教育の記録が保存されているか ☐ 取り扱う危険物の基本的性質、危険性を知っているか ☐ 従業員は危険物を収納する容器の基準を知っているか
消防訓練について	☐ 予防規程に定める消防訓練が適正に実施されているか ☐ 消防訓練に関する年間計画が作成されているか ☐ 訓練の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか ☐ 消防訓練の記録が保存されているか ☐ 消防訓練を受けていない従業員はいないか
危険物の荷卸しについて	☐ 危険物の荷卸しは適正に実施されているか <u>非単独荷卸し</u> ☐ 荷卸し時に、給油取扱所の危険物取扱者が立会い、荷卸しする油種、荷卸し量、地下タンク残量を確認しているか ☐ 給油取扱所の危険物取扱者がタンクローリーのハッチ別の油種、容量を確認しているか <u>単独荷卸し</u> ☐ 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、ドライバーに対する緊急時の対応要領は掲示されているか ☐ 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、単独荷卸しに係る教育を実施しているか

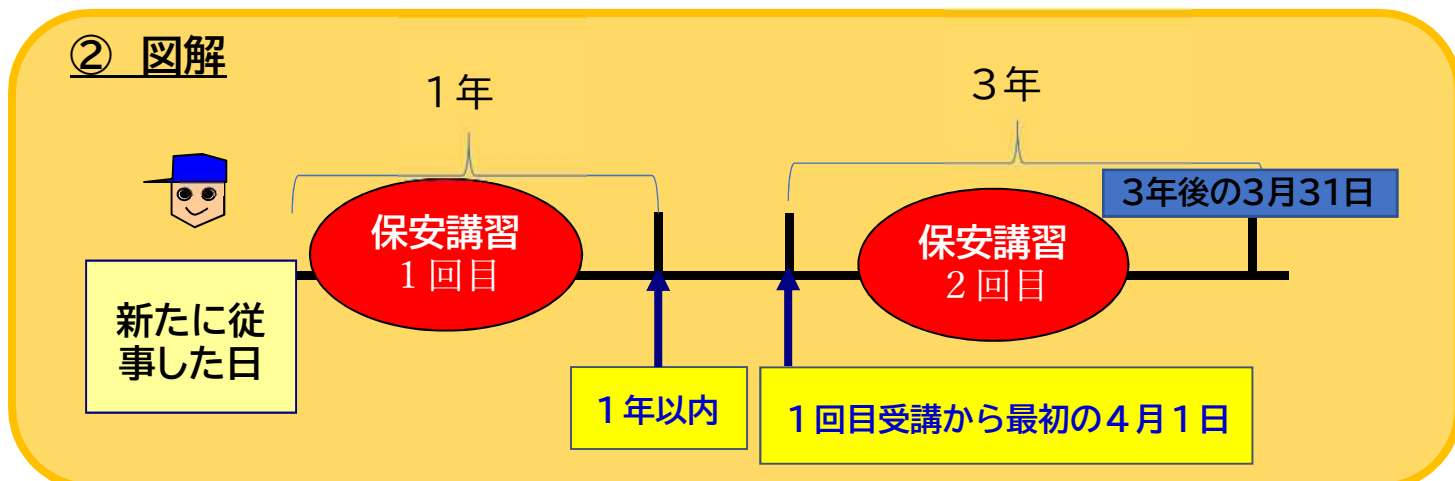
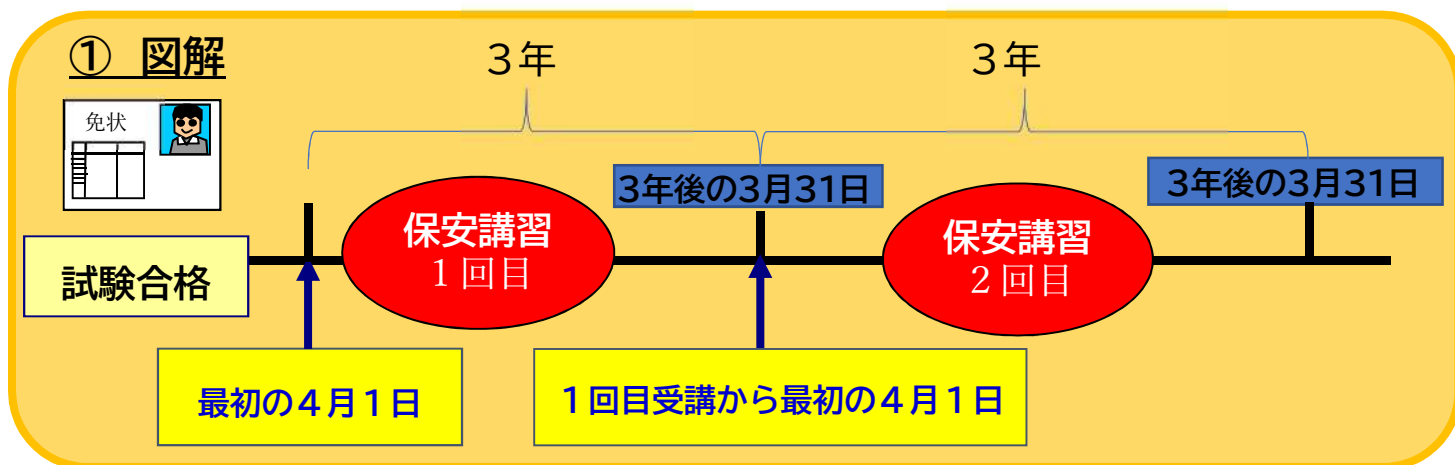
事故発生時の対応について	事故発生時に、適正な対応をとることができるか
	☐ 従業員は火災その他事故発生時の任務（通報、初期消火、避難誘導等）を把握しているか ☐ コンタミ発生時の対応は教育されているか
施設等管理について	給油取扱所の施設は適正に管理されているか
	☐ 予防規程で定める駐車スペースが白線等で明示されているか ☐ 給油取扱所内及びその周辺は整理・清掃に努め、放火されやすい不要な物件を放置していないか ☐ 油分離装置の水が減少していないかまた、砂等が大量に堆積していないか ☐ 喫煙は、定められた場所で行うようになっているか、また、吸殻は適切に処理されているか ☐ 危険範囲内で防爆機器以外の電気設備の使用はないか
危険物施設の点検について	危険物施設の点検は適正に実施されているか
	毎日点検 ☐ 点検は毎日実施されているか ☐ 点検記録は保存されているか 定期点検 ☐ 一年に一回以上実施されているか ☐ 点検内容は適正か ☐ 点検記録は適正に保存されているか（保存期間 3 年）
屋外での物品販売等について ※タイヤ等を展示するラック等で容易に移動できるものを除く	屋外での物品販売等は適正に行われているか
	☐ 防火塀の周辺で物品の展示等をしている場合は、物品等を防火塀以上の高さに積み重ねていないか ☐ 物品等の展示場所が人や車両の通行に支障を生じていないか ☐ 屋外での物品販売等を行う旨、消防署に届出しているかまた、届出のとおりとなっているか ☐ 屋外での物品販売等に関する内容を予防規程に明記してあるか ☐ 注入口付近で物品販売等を行う場合は容易に移動できる又は荷卸しに必要な空間を確保しているか ☐ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品等を展示していないか
セルフスタンドの運営について	セルフスタンドの運営管理は適正に行われているか
	☐ セルフスタンドでは、監視者の名前が表示されているか ☐ 給油許可をする前に下記の内容を確認しているか ・自動車のエンジン停止、窓及びドアが閉まっているか ・静電気除去をしているか ・給油作業を終始一人で行っているか

	・顧客以外の同乗者が給油口付近にいないか ☐監視モニタ・インターフォン・放送設備は適正に機能するか <u>可搬式の制御機器を設けている場合は下記によること</u> ☐変更許可申請により設置されたものか ☐予防規程に可搬式の制御機器の使用に関する内容を明記しているか ☐適切な場所へ移動する等、見える位置から給油許可を行っているか ☐室内等に新たにビーコンを設置し、見えない位置から給油許可が可能となっていないか ☐肩掛け紐付きカバー等により落下防止措置を講じているか ☐固定給油設備や出入口付近等の適切な場所に消火器を配置しているか ☐可搬式の制御機器による給油許可に関する教育・訓練を実施しているか
地下貯蔵タンク等の漏れ点検について	地下貯蔵タンク等の漏れ点検が適正に実施されているか 危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則(平成 15 年総務省令第 143 号)の附則(以下、「附則」という。)第 3 項第 1 号又は第 2 号の適用を受け、漏れの点検の期間を 3 年に 1 回以上に延長している給油取扱所 ① 附則第 3 項第 1 号の適用を受けている場合 ☐漏えい検査管による点検は週に 1 回以上実施されているか ☐漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) ☐点検記録は適正に保存されているか(保存期限 3 年) ② 附則第 3 項第 2 号の適用を受けている場合 ☐在庫管理に関する必要な事項の計画の作成及びその旨の届出はされているか ☐在庫管理の点検記録表が適正に記録・保存されているか ☐漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) ☐計画届出書に定める「在庫管理に従事する者の職務及び組織」に書かれているものが在庫管理を行っているか ☐計画届出書に定める「在庫管理に従事する者に対する教育」が実施されているか 上記以外の地下貯蔵タンクにあっては、点検期間を確認し、漏れ点検が適正に行われていることを確認すること (タンクの構造等により 1 年に一回以上又は 3 年に一回以上必要)

ガソリンの詰替え販売について	ガソリンの詰替え販売は適正に行われているか ☐顧客の本人確認を行っているか（運転免許証等公的機関が発行する写真付きの証明書） ☐使用目的の確認を行っているか ☐販売記録の作成を行っているか ☐セルフスタンドにおいて、顧客自らが容器等に詰替えを行っていないか ☐消防法に適合した容器であることを確認しているか
----------------	--

保安講習の受講期限について

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに危険物取扱作業に従事することとなった場合は、従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。ただし、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者の免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又は講習受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。



定期点検等について

危険物施設等における点検・整備の実施について

1 定期点検とは

危険物施設のうち下表に示すものは、日常的な点検を行うほかに1年に1回以上の定期点検の実施と、その記録の保存が消防法で義務付けられています。

定期点検を実施する際は、施設の位置、構造及び設備等を点検項目ごとに確認し、不備や異常があれば速やかに改善してください。

区分	定期点検が必要な施設	点検時期	点検事項 及び 点検実施者	点検記録 保存年数
製造所	①指定数量の倍数が10以上のもの ②地下貯蔵タンクを有するもの	1年に1回以上	○点検事項 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に対する適合性について(所定の点検表の点検項目による) ○点検実施者 次のいずれかの者 ・危険物取扱者 ・危険物施設保安員 ・危険物取扱者以外の者(危険物取扱者の立会いを受ける場合に限る)	3年(移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る点検記録は10年)
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上のもの			
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上のもの			
地下タンク貯蔵所	すべて			
移動タンク貯蔵所	すべて			
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上のもの			
給油取扱所	地下貯蔵タンクを有するもの			
移送取扱所	特定移送取扱所以外のもの			
一般取扱所	①指定数量の倍数が10以上のもの(容器詰替えの一部を除く) ②地下貯蔵タンクを有するもの			

2 定期点検の実施状況の確認

定期点検の実施状況は、消防職員が立入検査等の機会に確認します。点検項目の確認漏れや覚知した不備の未改善箇所等がないようにしてください。

また、移動タンク貯蔵所の定期点検記録表については、常時、車両に積載する義務(3年分)があります。車両には原本を、事務所には写しを保管するようにしてください。

3 自主点検のお願い

定期点検が義務付けられていない危険物施設等についても、ひとたび火災等が発生すれば周囲への影響が大きいことから、自主的な点検により消防法令等に適合するよう施設の維持管理をお願いします。

定期点検記録表と点検表の記載例について

< 定期点検記録表の記載例 >

製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵車）

製造所・貯蔵所・取扱所のいずれかを記入する。

事業所名	消防石油（株）中給油所				
所在地	名古屋市中区丸の内三丁目1番1号消防石油（株）中給油所				
設置許可書、 設置完成検査 済証を見て記 入する。	製造所等の区分	取扱所			
	設置許可 年月日・番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 第〇〇〇〇〇〇号			
	完成検査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	施設名又は 呼称番号	給油取扱所			
最も新しい情 報を記入する。	危険物の類別、 品名（品目）、 最大貯蔵量又は 最大取扱量、倍数	第四類	第一石油類（200 L）	30,000 L 150 倍	
		第四類	第二石油類（1,000 L）	20,000 L 20 倍	
		第四類	第三石油類（2,000 L）	1,000 L 0.5 倍	
		第四類	第四石油類（6,000 L）	400 L 0.06 倍	
点検実施者	危険物取扱者	所属	消防石油（株）中給油所		
		氏名	店長 消防 一郎		
		免状の 区分	乙種第四類	免状番号	令和〇〇年 第〇〇〇〇号
危険物取扱者 が自分で点検 した場合に記 入する。	危険物 施設保安員	所属			
		氏名			
危険物取扱者 以外の者が点 検した場合に 記入する。	上記以外の者	会社名			
		所属			
		氏名			
		所属			
立会 危険物取扱者	立会 危険物取扱者	氏名			
		免状の 区分		免状番号	
点検年月日	令和6年5月15日	保存期限	令和9年5月14日		

点検に立ち会った危険物取扱者の氏名等を記入する。

保存期間は点検年月日から3年間。

< 定期点検記録表の記載例 >

別記 8 - 1

給油取扱所（屋外）点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
空地等	空地	障害物件の有無	目視	○	
	地盤面	周囲地盤との高低差の適否	目視		
		亀裂、損傷等の有無	目視		
	排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
防火堀		亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視	○	
建築物等	壁、柱、床、はり、屋根	亀裂、損傷等の有無	目視	×	変更許可申請中 (R6.5.13)
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視	○	
	看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	目視		
専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
	タンク本体	漏えいの有無	*注 1		
	通気管	位置、固定の適否	目視	○	
		腐食、損傷の有無	目視	○	
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視	⊗	目づまり補修済 (R6.5.16)
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視		
	液量自動表示装置	損傷の有無	目視	○	
		作動状況及び指示の適否	目視	○	
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視	○	
		変形、損傷の有無	目視		
	漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注 2		
	漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
	注入口	変形、損傷の有無	目視	○	
		接地電極損傷の有無	目視	○	
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定	○	85Ω (R6.5.15)
注入口ピット	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視	○		
	油種別表示の有無	目視	○		
簡易	タンク本体	漏えいの有無	目視		
		固定の適否、塗装状況及び腐食、損傷の有無			

点検の結果、不備が無い場合、○を記入する。

不備があった場合、点検結果に×を記入するとともに、措置内容及び措置年月日を記入する。

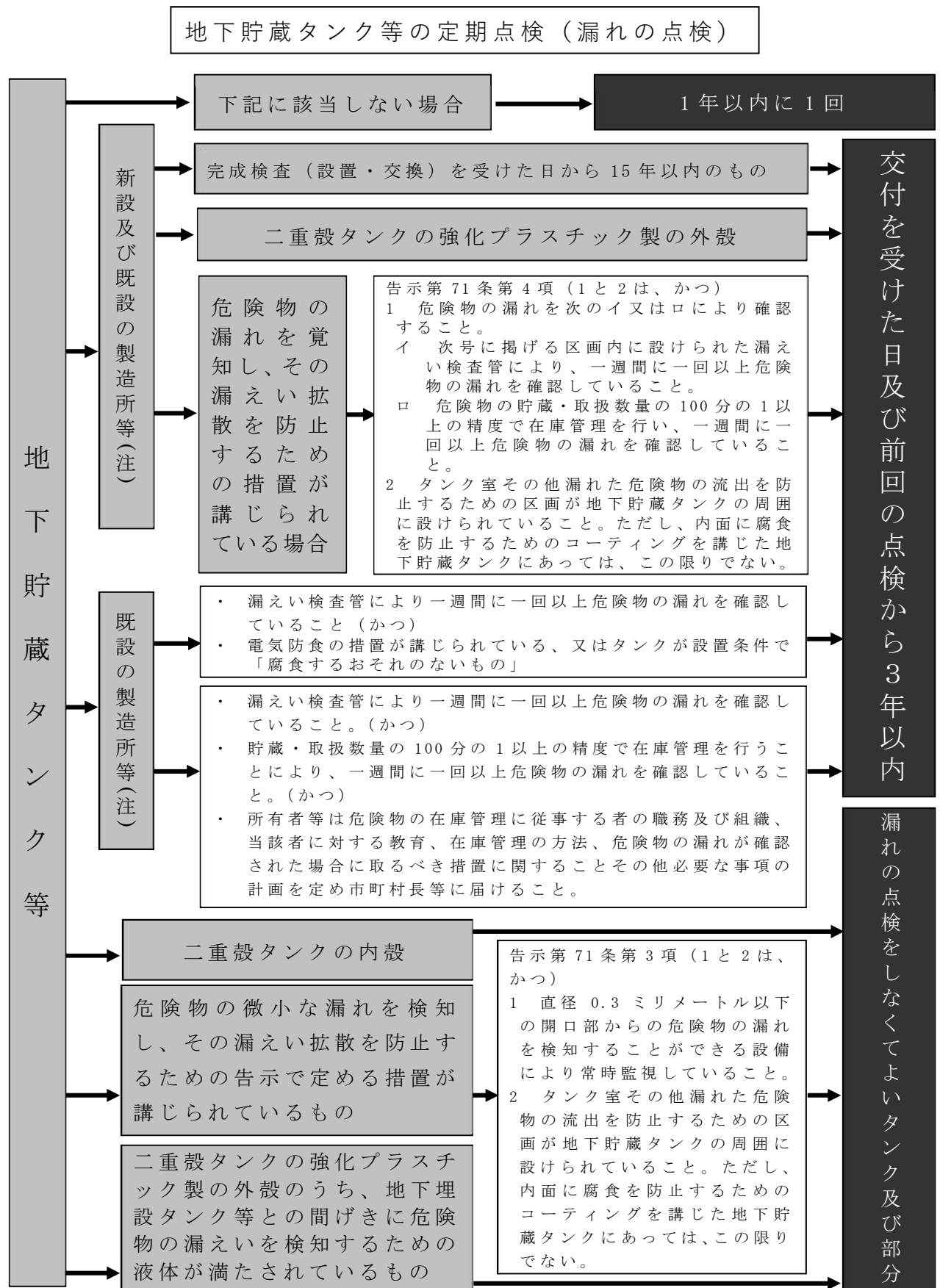
不備があり、改善が完了した場合、「×」を「⊗」にし、処置内容、処置年月日を記入する。

接地抵抗値、防食電位等は計測が必須。計測値と計測年月日を記入する。

非該当設備の点検項目には斜線を記入する。

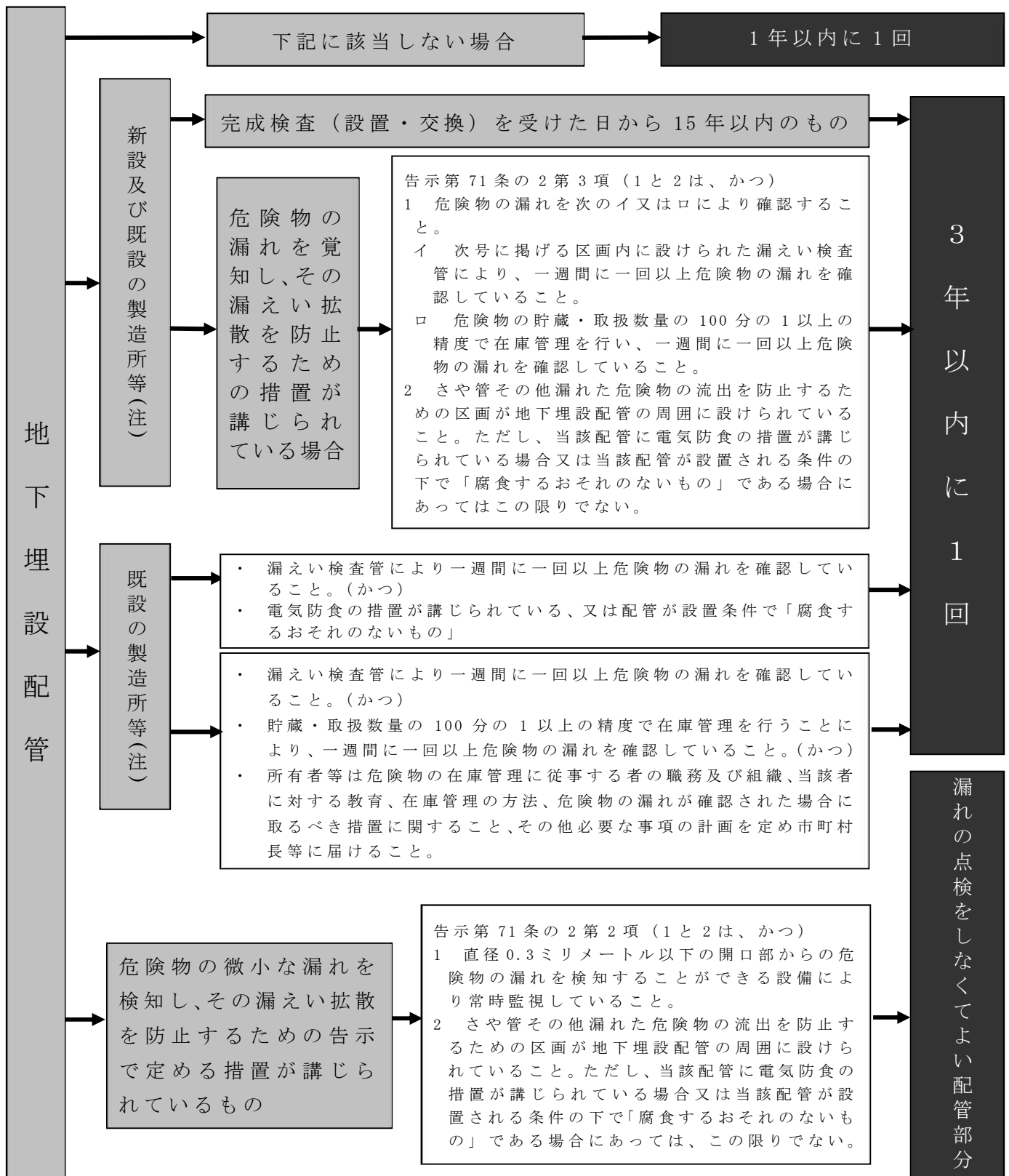
地下貯蔵タンク及び

地下埋設配管の漏れの点検について（早見表）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下貯蔵タンクの流出防止措置について（早見表）

地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、設置年数、タンク外面保護の塗覆装の種類、設計板厚から「腐食のおそれが特に高い地下タンク」又は「腐食のおそれが高い地下タンク」に判定されるものは、流出防止措置が必要になります。（下表参照）

現時点では対象となっていないものであっても年数の経過により措置が必要となります。

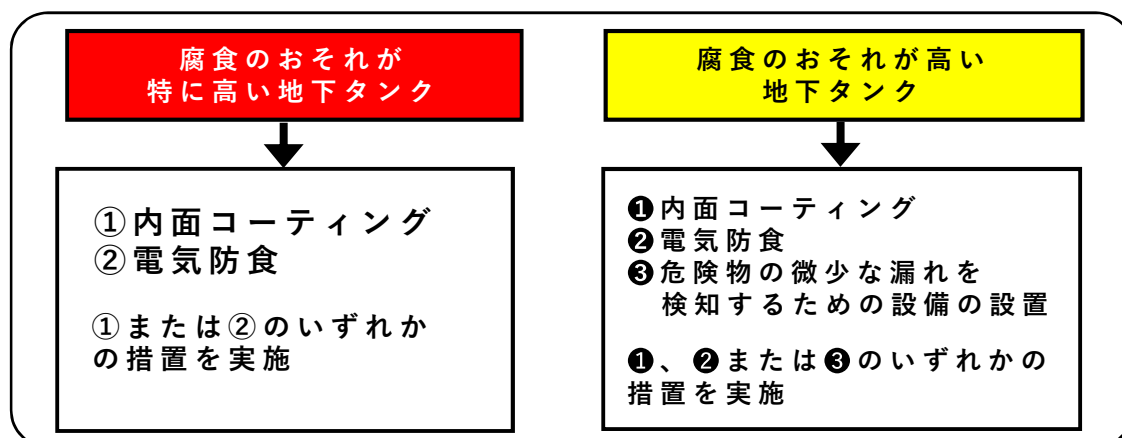
なお、令和6年度に設置年数が20、30、40、50年に達する地下貯蔵タンクは、設置時の完成検査年月日がそれぞれ平成16年度、平成6年度、昭和59年度、昭和49年度のものとなります。

タンク区分判定表

外面保護	設置年数 設計板厚	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
アスファルト	4.5 mm未満	高い	高い	特に高い	特に高い
	4.5 mm以上 6.0 mm未満		高い	高い	特に高い
	6.0 mm以上			高い	特に高い
モルタル	4.5 mm未満		高い	高い	特に高い
	4.5 mm以上 6.0 mm未満			高い	特に高い
	6.0 mm以上 8.0 mm未満				特に高い
	8.0 mm以上				高い
エポキシ又は タールエポキシ	4.5 mm未満			高い	特に高い
	4.5 mm以上 6.0 mm未満				特に高い
	6.0 mm以上				高い
FRP	4.5 mm 未満			高い	特に高い
	4.5 mm以上 12.0 mm未満				高い
	12.0 mm 以上				

※ 設置年数：埋設時の許可に係る完成検査年月日を起算日とした年数

必要な流出防止措置



電子申請サービスの拡大について

名古屋市公式ホームページにてご利用できます！



～令和6年3月4日より電子申請が可能になった届出～

【危険物施設関連】

- ▶危険物製造所等譲渡引渡届
- ▶危険物製造所等廃止届※
- ▶少量危険物指定可燃物等取扱い廃止届
- ▶危険物事故発生届

※廃止届には許可書及び完成検査済証の原本が必要です。電子申請による届出を提出後、窓口もしくは郵送にて届出先の消防署に提出するようお願いいたします。

～従前より電子申請が可能な届出～

【危険物施設関連】

- ▶危険物製造所等変更届
- ▶危険物保安監督者選任・解任届
- ▶危険物保安統括管理者選任・解任届
- ▶危険物製造所等休止・再開届
- ▶火気使用工事届
- ▶資料提出書
- ▶危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届



電子申請が可能な届出に限り、郵送による届出も可能です。

【石油コンビナート等災害防止法関連】

- ▶業務報告書
- ▶防災管理者（副防災管理者）選任・解任届

～注意点～

・電子申請の場合は、副本をお返しすることができません。

⇒副本のお返しをご希望される方は、消防署窓口又は郵送にて届け出をしてください。

・電子申請システムにより受付を行った事実の確認が必要な場合は、処理完了電子メールまたは電子申請システムの申請詳細画面をコピー、印刷または保存をしてください。

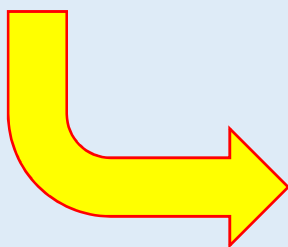
・ご利用の際にはメールアドレス・LINE アカウント・Google アカウントのいずれかが必要になりますのであらかじめご了承ください。

電子申請の進め方

(1) <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/404-39-1-7-0-0-0-0-0-0.html>

を入力し、「危険物に関わる電子申請サービスについて」のホームページに進んでください。

(2) 一覧より該当する手続きをクリックしてください。



(3) 届出対象の危険物施設が存する区（石油コンビナート等災害防止法関連の届出ならば特定事業所が存する区）の消防署の申請フォームをクリックし、注意事項をよく読み、申請リンクより届出入力に進んでください。

2 申請先・申請フォーム

休止又は再開する危険物施設がある区の消防署の申請フォームを選んでください

- 1. 千種消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 2. 東消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 3. 北消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 4. 西消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 5. 中村消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 6. 中消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 7. 昭和消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 8. 瑞穂消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 9. 熱田消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 10. 中川消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 11. 港消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 12. 南消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 13. 守山消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 14. 緑消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 15. 名東消防署 申請フォーム(外部リンク)
- 16. 天白消防署 申請フォーム(外部リンク)

担当：各消防署 予防課

[ページトップに戻る](#)



【中川消防署】危険物製造所等の休止・再開届

危険物施設の使用を3ヶ月以上休止するとき、又は休止後その使用を再開しようとするときに必要となります。

最終更新日 2023年02月03日

いづ必要な手続きか

危険物施設の使用を3ヶ月以上休止するとき、又は休止後その使用を再開しようとするとき

誰のための手続きか

この手続きは次の方を対象としています。

該当危険物施設の所有者・管理者・占有者

手続きの期限について

休止時速やかに

オンラインで手続きを行う

この手続きはオンラインで行うことができます。

申請を行う人

該当危険物施設の所有者・管理者・占有者

申請リンク

[【中川消防署】危険物製造所等の休止・再開届](#)

来署の手間、印刷コストも削減できます。ぜひ、ご活用ください！

消 防 署 一 覧

消防署	郵便番号	住所	電話番号	(FAX)
千種消防署	〒464-0016	千種区希望ヶ丘 二丁目 6-21	764-0119	(752-1119)
東 消防署	〒461-0003	東区筒井一丁目 8-30	935-0119	(937-4468)
北 消防署	〒462-0026	北区萩野通 2-1	981-0119	(915-0119)
西 消防署	〒451-0066	西区児玉二丁目 25-22	521-0119	(532-0119)
中村消防署	〒453-0821	中村区大宮町 1-53	481-0119	(483-0119)
中 消防署	〒460-0008	中区栄一丁目 23-13	231-0119	(222-0119)
昭和消防署	〒466-0015	昭和区御器所通 2-16-1	841-0119	(842-0119)
瑞穂消防署	〒467-0811	瑞穂区北原町 3-17	852-0119	(852-6223)
熱田消防署	〒456-0015	熱田区高蔵町4-9	671-0119	(681-0119)
中川消防署	〒454-0911	中川区高畑一丁目 224	363-0119	(362-0119)
港 消防署	〒455-0031	港区千鳥一丁目 11-19	661-0119	(653-0119)
南 消防署	〒457-0038	南区桜本町 24	825-0119	(822-6133)
守山消防署	〒463-0055	守山区西新 11-8	791-0119	(793-0119)
緑 消防署	〒458-0021	緑区滝ノ水四丁目 2007	896-0119	(891-0119)
名東消防署	〒465-0056	名東区野間町 40	703-0119	(703-0104)
天白消防署	〒468-0015	天白区原五丁目 2506	801-0119	(806-0119)

消防テレホンサービス……………電話 320-0119

(防火・防災の情報はじめ、どこで火災や事故が起きているのかなどの情報をお伝えしています。)



for Smile

ラインアップ充実! レスキューシリーズ

TATSUNO

防災対策もタツノにおまかせ!!



レスキュー B-PUMP

自動車バッテリーを電源にして給油できる緊急用バッテリー可搬式計量機

レスキュー PG-6

停電時にノズル3本分を作動SS向け発電機



レスキュー PG-8

計量機、POS、油面計、LED照明が停電時に使用可能



レスキューチャージャー

非常時にスマホなどの電源を確保する防災BOX



レスキューマネージャー

現場状況がリモートで把握できるアプリ



レスキューキッチン

20分で100食分を自動炊飯



株式会社 タツノ

中部支店 / 〒461-0040 名古屋市東区矢田 3-2-25

☎050-9000-2345

富山・金沢・福井・高山・岐阜・多治見・豊橋・安城・四日市・津

<https://tatsuno-corporation.com>

Safeguard of Japan's Lifeline

災害は突然やって来る、想定外を想定内に。

豪雨・洪水・津波からの安全と安心を支援。

いつか来る
いつかは来る
突然来る
その時のために

世界初の画期的な製品が日本で誕生!

国が定めた浸水対策の中で唯一、災害対応支援機器として開発!!

非常用自家発電設備は、災害発生時にポンプ・モーター部が浸水すると稼働できなくなります。それを未然に防止するのが、当社の災害対応支援機器『ポンプエアシェルター』です。

※浸水試験の結果、南海トラフ巨大地震における推計最大津波高さ34mを超える浸水深さにも対応可能。

●詳しくは当社ホームページで

世界初
MADE IN JAPAN

発電設備を水による災害から守る。

ポンプエアシェルター®
PAT.

5m 浸水時のイメージ画像



SKK

信頼と技術で未来へ

昭和機器工業株式会社

■名古屋支店/〒453-0056 名古屋市中村区砂田町3丁目18

TEL.052-411-7782

■営業本部/〒152-0002 東京都目黒区目黒本町2丁目9-5

TEL.03-3716-5777 (代)

■本社/〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4丁目33-32

TEL.092-431-5131 (代)

支店・営業所/東京・横浜・大宮・大阪・札幌・青森・仙台・金沢・岡山・広島・高松・松山・福岡・鹿児島・沖縄 工場/太宰府・福岡



上記広告は、名古屋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。